

申請者	<p>独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料，入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則第3条以外での申請希望</p> <p>(1) 申請希望 (<u>あり</u> ・ なし)</p> <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者：経済的理由又は災害等による特別な理由によって授業料 ・ 別途、所得証明書等関係書類を提出する必要があります。 ・ 新制度による授業料減免額により、機構における授業料免除制度 <p>以下、(1) でありに○をつけた方のみ回答してください</p> <p>(2) 学期区分</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前期</p> <p><input type="checkbox"/> 後期</p> <p>(3) 申請区分</p> <p><input type="checkbox"/> 経済的な理由による申請【対象：専攻科生】</p> <p><input type="checkbox"/> 災害等による特別な理由による申請</p> <p><input type="checkbox"/> 学校記入欄 <input type="checkbox"/> 国立高専機構規則第134号第4条による申請 <input type="checkbox"/> 国立高専機構規則第134号第10条による申請</p> <p>(4) 申請理由 (具体的に記入すること)</p> <p>※各種証明書等は、各校が定める提出期限までに学生課窓口へ提出して</p>
保護者	<p>保護者 (主たる学資負担者) (申請者との続柄)</p> <p>氏名 (自署)</p>

【令和3年度専攻科生】
 経過措置による授業料免除を希望する学生は「あり」に○をしてください。

【令和3年度本科4年生以上】
 高等教育の修学支援新制度で対象とならなかった場合等で、災害等による特別な事由で授業料免除を希望する場合は「あり」、災害等による特別な事由がなく、高等教育の修学支援新制度のみ希望する方は「なし」に○をつけてください。

当てはまる方に✓してください。

忘れずに記入願います。

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙3の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付奨学金に未申請のため、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。